

中央区認可外保育施設保育料補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 8 日
5 中福育第 A 3 1 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、認可外保育施設の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでに在籍する第 2 子以降の児童の保護者に対して、補助金を交付することにより、認可外保育施設利用者の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 1 項の認可を受けていないもので、次の事項を全て満たす認可外保育施設（東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日 12 福子推第 1157 号）第 2（1）に規定する施設（以下「認証保育所」という。）を除く。）をいう。

ア 法第 59 条の 2 に基づき、都道府県知事（中核市長及び児童相談所設置区長を含む。）に届け出ていること。

イ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されていること。

(2) 保護者 補助金の交付対象となる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者をいい、認可外保育施設保育料を納入する義務を負っている者をいう。

(3) 第 1 子 保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子どもであると中央区（以下「区」という。）が認める者をいう。

(4) 第 2 子以降 保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子どもから数えて 2 人目以降の子どもであると区が認める者をいう。

(5) 認可外保育施設保育料 認可外保育施設との利用契約で決められた月額保育料をいう。ただし、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、延長保育料、教材費、英会話等の受講料、入会金、年会費、実費払いとして発生する食事代、おむつ代及び個人的な経費は含まないものとする。

(補助対象)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、中央区保育の提供等に関する条例（昭和 62 年 3 月中央区条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する保育の提供の要件を満たし、かつ、認可外保育施設と月極めの入所契約を締結した保護者で、その養育する児童の当該施設における 0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでに在籍がある者とし、当該認可外保育施設保育料の支払が確認できる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、補助の対象から除くも

のとする。

- (1) 保護者が負担する認可外保育施設保育料が、認可保育所に入所した場合に負担すべき保育料を超えない場合
- (2) 児童が中央区認証保育所保育料補助金等交付要綱（平成18年3月31日17中福児第1740号）に基づく補助金の対象となる認証保育所を利用しており、かつ、当該補助金の補助要件を満たしている場合
- (3) 児童と保護者が月の初日において中央区民でない場合
- (4) 認可外保育施設保育料を滞納している場合
- (5) 利用児童が第1子の場合
- (6) 認可外保育施設と同時に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）、法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う事業所又は特定教育・保育以外の幼稚園に在籍している場合（教育が提供される平日1日当たりの時間が8時間未満又は1年当たりの期間が200日未満の私立幼稚園等に在園する場合を除く。）
- (7) 児童が月の初日において認可外保育施設に在籍していない場合
- (8) 保護者が支援法第30条の2の子育てのための施設等利用給付を受けることができる場合（補助金の額）

第4条 児童1人当たりの補助金の月額、別表第1に定める額とする。企業主導型保育事業等の実施について（令和5年6月27日付けこ成保第70号）の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第3の2（3）②に規定する企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童に係る児童1人当たりの補助金の月額は、別表第2に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者は、別に定める期日（以下「申請期限日」という。）までに、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。ただし、その提出が、申請期限日の翌日以後になった場合において、当該書類の提出について区長が特別な事情があると認め、かつ、当該書類の提出があった日より前に対象者が第3条第1項の規定に該当していたことが確認できるときは、該当月の属する年度内に限り、申請したものとみなす。

- (1) 別記第1号様式による中央区認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼口座振替登録依頼書
- (2) 課税証明書その他の当該対象者の児童に係る認可保育所保育料の額の算定に当たり必要となる書類
- (3) 就労証明書、診断書、り災証明書その他の条例第2条第1項に規定する保育の提供の要件を満たすことを証する書類
- (4) 利用児童が認可外保育施設を利用していること及び認可外保育施設保育料を納入していることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他区長が必要と認める書類

2 区長は、対象者が第3条第1項の規定に該当することを公簿等により確認することができるときは、前項第2号及び第3号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、対象者から補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による中央区認可外保育施設保育料補助金交付決定通知書により、不適当と認めるときは別記第3号様式による中央区認可外保育施設保育料補助金不交付決定通知書により対象者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、前条第1項に規定する申請（同項ただし書の規定により当該確認ができた月の末日までに書類を提出し、申請したものとみなされた場合を含む。）を受けた日の属する月分から補助金を交付する。

(申請内容の変更)

第7条 交付決定者は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じた場合は、別記第4号様式による中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届及び区長が必要と認める書類を速やかに提出しなければならない。

(請求等の手続の委任)

第8条 交付決定者は、当該補助金の請求及び返納に関する手続を福祉保健部保育課長（以下「保育課長」という。）に委任することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 交付決定者又は前条の規定による委任を受けた保育課長は、別記第5号様式による中央区認可外保育施設保育料補助金交付請求書を区長に提出し、交付を請求するものとする。

(補助金の交付及び交付方法)

第10条 区長は、前条の規定による請求があったときは、4月分から7月分までについては9月末日まで、8月分から11月分までについては翌年1月末日まで、12月分から翌年3月分までについては同年5月末日までに補助金を交付する。

2 区長は、中央区会計事務規則（昭和39年3月中央区規則第5号）第79条に規定する口座振替の方法により、補助金の交付を行うものとする。

(補助金に関する調査)

第11条 区長は、必要と認めるときは、交付決定者及び認可外保育施設に対し報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(補助金等の返還)

第13条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

認可外保育施設の月額保育料	補助金額（月額）
1円以上42,000円未満	認可外保育施設保育料
42,000円以上	42,000円

別表第2（第4条関係）

1 0歳児クラスの補助金額

企業主導型保育施設の月額保育料	補助金額（月額）
1円以上4,900円未満	企業主導型保育施設保育料
4,900円以上	4,900円

2 1、2歳児クラスの補助金額

企業主導型保育施設の月額保育料	補助金額（月額）
1円以上5,000円未満	企業主導型保育施設保育料
5,000円以上	5,000円

備考 企業主導型保育施設の月額保育料とは、実施要綱に定める利用者負担相当額を除いた額とする。